

貸付金の特別償還・ 償還期間等の変更を受付けます

特別償還(全部繰上・一部繰上償還)

次のとおり特別償還をすることができますので、希望される方は申請書を提出してください。

償還方法	全部繰上償還	一部繰上償還	提出期限(当組合必着)
毎月償還	毎月受付	毎月受付	毎月5日
毎月・期末勤勉手当併用償還		<u>6月・12月のみ受付</u>	<u>12月7日(月)</u>

住宅・災害貸付金償還期間等変更

住宅貸付や災害貸付を利用している方は、6月・12月の年2回、償還期間の短縮や毎月・期末勤勉手当償還の割合を変更することができます。

変更を希望される方は、令和2年12月7日(月)までに当組合に申出書を提出してください。

[こちら](#)からダウンロードできます

当組合
ホームページ

「各申請書ダウンロード」
→「貸付関係申込書等」

16「全部・一部繰上償還承認申請書」
19「住宅(災害)貸付金償還期間等変更申出書」